

宮城県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）補助金等交付要綱

（趣旨）

第1 県は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱（令和2年6月19日付け老発0619第1号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「実施要綱」という。）に基づき、介護サービス事業所及び介護施設等が実施する新型コロナウイルス感染防止対策等に要する費用について、予算の範囲内において新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）補助金等を交付するものとし、その交付に関しては、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱（令和2年6月30日厚生労働省発子0630第2号・厚生労働省発障0630第1号・厚生労働省発老0630第1号厚生労働事務次官通知）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象）

第2 補助金の交付対象となる事業費の基準額、対象経費及び助成額は別表1から3のとおりとし、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実施した事業を対象とする。

（交付額の算定方法等）

第3 補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表1から3に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業、慰労金支援事業にあつては、別表2及び3により算出される額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と上限額を比較して少ない方の額を交付額とする。

（交付の申請）

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日までとする。

2 交付の申請は、県が交付申請事務を委託する宮城県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）を通じて県に対して行うものとし、次の各号いずれかの方法により行う。

- (1) 連合会の指定する請求システムを用いたウェブによる申請
- (2) 申請書をCD-Rその他電子記録媒体（ただし、連合会が認めた媒体に限る。）に格納し、記録媒体の郵送等による申請
- (3) 申請書の郵送等による申請

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事業所は、連合会を通じずに申請するものとする。

- (1) 連合会に口座情報が登録されていない事業所
- (2) 連合会に登録されている口座が債権譲渡されている事業所
- 4 前2項の規定にかかわらず、介護慰労金事業については、退職した職員が個人で連合会を通さずに申請できるものとする。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。
 - (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (2) 県税に未納がある者

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 各事業計画の各事業区分の範囲を超えて交付金の配分を調整する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別記様式第2号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (9) 補助事業者が市町村以外である場合には、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を当該補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ればならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(10) 補助事業者が市町村である場合には、交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記様式第 3 号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(実績報告)

第 6 補助事業者は、第 4 第 4 項の場合を除き、知事が別に定める様式及び期日により、事業実績報告書を提出するものとする。

2 前項の報告書には、次の書面を添付するものとする。

- (1) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産に係る領収書の写し
- (2) 実施要綱 3 (1) ①ウ d に規定する多目的型簡易居室を整備した場合はその写真

(補助金の交付方法)

第 7 この補助金は、第 4 第 4 項の場合を除き、原則として概算払により交付するものとする。

2 前項の規定によらず、知事が別に定める方法により、精算による申請を行った場合は、規則第 13 条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

3 第 4 第 4 項の場合は、交付決定と同時に額を確定したものとし補助金を交付するものとする。

4 規則第 13 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者は県にその超過交付額を返還しなければならない。

(書類の提出部数)

第 8 この要綱により知事に提出する部数は各 1 部とする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 22 日から施行し、令和 2 年度予算に係る補助金等に適用する。

別表1 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

対象事業所(※1)		令和2年4月1日以降、感染症を対策を徹底した上で、介護サービス提供を行うために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等(1～28)(※2)			
		基準額	1事業所又は1定員		
通所系	1	通所介護事業所	通常規模型	892千円	/事業所
	2		大規模型(Ⅰ)	1,137千円	/事業所
	3		大規模型(Ⅱ)	1,480千円	/事業所
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		384千円	/事業所
	5	認知症対応型通所介護事業所		375千円	/事業所
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	939千円	/事業所
	7		大規模型(Ⅰ)	1,181千円	/事業所
	8		大規模型(Ⅱ)	1,885千円	/事業所
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所, 短期入所療養介護事業所		44千円	/定員
訪問系	10	訪問介護事業所		534千円	/事業所
	11	訪問入浴介護事業所		564千円	/事業所
	12	訪問看護事業所		518千円	/事業所
	13	訪問リハビリテーション事業所		227千円	/事業所
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		508千円	/事業所
	15	夜間対応型訪問介護事業所		204千円	/事業所
	16	居宅介護支援事業所		148千円	/事業所
	17	福祉用具貸与事業所		148千円	/事業所
多機能型	18	居宅療養管理指導事業所		33千円	/事業所
	19	小規模多機能型居宅介護事業所		475千円	/事業所
入所施設・居住系	20	看護小規模多機能型居宅介護事業所		638千円	/事業所
	21	介護老人福祉施設		38千円	/定員
	22	地域密着型介護老人福祉施設		40千円	/定員
	23	介護老人保健施設		38千円	/定員
	24	介護医療院		48千円	/定員
	25	介護療養型医療施設		43千円	/定員
	26	認知症対応型共同生活介護事業所		36千円	/定員
	27	養護老人ホーム, 軽費老人ホーム, 有料老人ホーム, サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)		37千円	/定員
28	養護老人ホーム, 軽費老人ホーム, 有料老人ホーム, サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)		35千円	/定員	
対象経費(※3)	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するものであり、通常のサービスの提供では想定されないか かり増し経費等</p> <p>a 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入 b 外部専門家等による研修実施 c (研修受講等に要する)旅費・宿泊費, 受講費用等 d 感染発生時対応・衛生用品補充等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等 e 感染防止を徹底するための面会室の改修費 f 消毒・清掃費用 g 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費 h 感染防止のための増員等, 応援職員に係る職業紹介手数料 i 自動車の購入又はリース費用 j 自転車の購入又はリース費用 k タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用は除く) l 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の, 貨料・物品の使用料 m 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費, 利用者の送迎に係る費用 n 訪問介護員による同行指導への謝金(通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合) o 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費</p>				
助成額	<p>・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。 なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・また、1事業所・施設当たり上限額に達するまで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)①と(3)①・②の両方を助成することができる。</p>				
<p>※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。 ・介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。 ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。 <p>※2 利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない</p> <p>※3 かかり増し経費等として考えられるものを例示したものであるが、実際の助成に当たっては、実施主体である都道府県が、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の介護サービスの提供時では想定されないものと判断できるものであれば、幅広く対象とする。</p>					

別表2 介護サービス再開に向けた支援事業

対象事業所(※1)		(3)①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業		(3)②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業			
		令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った在宅サービス事業所(1~15、18~21)、居宅介護支援事業所(※2)		令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所(1~21)			
		基準額		1利用者	基準額	1事業所	
通所系	1	通常規模型		/利用者	200千円	/事業所	
	2	大規模型(Ⅰ)		/利用者	200千円	/事業所	
	3	大規模型(Ⅱ)		/利用者	200千円	/事業所	
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		/利用者	200千円	/事業所	
	5	認知症対応型通所介護事業所		/利用者	200千円	/事業所	
	6	通常規模型		/利用者	200千円	/事業所	
	7	大規模型(Ⅰ)		/利用者	200千円	/事業所	
	8	大規模型(Ⅱ)		/利用者	200千円	/事業所	
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		/利用者	200千円	/事業所	
	10	訪問介護事業所		/利用者	200千円	/事業所	
訪問系	11	訪問入浴介護事業所		/利用者	200千円	/事業所	
	12	訪問看護事業所		/利用者	200千円	/事業所	
	13	訪問リハビリテーション事業所		/利用者	200千円	/事業所	
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		/利用者	200千円	/事業所	
	15	夜間対応型訪問介護事業所		/利用者	200千円	/事業所	
	16	居宅介護支援事業所	電話による確認(※3)	1.5千円(看護師等(※4)が協力した場合:4.5千円)(※5)	/利用者	200千円	/事業所
	17		訪問による確認(※3)	3千円(看護師等(※4)が協力した場合:6千円)(※5)	/利用者	200千円	/事業所
	多機能型	18	福祉用具貸与事業所		/利用者	200千円	/事業所
19		居宅療養管理指導事業所		/利用者	200千円	/事業所	
20		小規模多機能型居宅介護事業所		/利用者	200千円	/事業所	
入所施設・居住系	21	看護小規模多機能型居宅介護事業所		/利用者	200千円	/事業所	
	22	介護老人福祉施設		-	-	-	
	23	地域密着型介護老人福祉施設		-	-	-	
	24	介護老人保健施設		-	-	-	
	25	介護医療院		-	-	-	
	26	介護療養型医療施設		-	-	-	
	27	認知症対応型共同生活介護事業所		-	-	-	
	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)		-	-	-	
	29	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)		-	-	-	
	対象経費(※6)				・3つの密(「換気が悪い密閉空間」、多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」)を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなもの等の購入費用等 a 長靴 b 飛沫防止パネル c 換気設備 d (電気)自転車(リース費用含む) e タブレット等のICT機器(リース費用含む。)(通信費用は除く) f 感染症防止のための内装改修費		
助成額		・また、1事業所・施設における1利用者につき1回まで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)①と(3)①・②両方を助成することができる。		・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・また、1事業所・施設につき上限額に達するまで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)①と(3)①・②両方を助成することができる。			
※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。 ・介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。 ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。 ※2 具体的な以下の事業所を指す。なお、実際にサービス再開につながったか否かは問わない。□ ・在宅サービス事業所:在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認を行った上で、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等(感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等)を行った場合 ・居宅介護支援事業所:在宅サービスの利用休止中の利用者に対して、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認(感染対策に係る要望を含む)、サービス事業所との連携(必要に応じてケアプラン修正)を行った場合□ ※ 「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者(居宅介護支援事業所においては、過去1ヶ月の間、在宅サービス事業所のサービスを1回も利用していない利用者) ※ 「～の確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録を行っていること ※ 「連携を行った」とは1回以上電話等により連絡を行ったこと ※ 「調整等を行った」とは、希望に応じた所要の対応を行ったこと ※3 1利用者につき、16と17は併給不可である。 ※4 看護師、居宅管理療養指導を行う者(医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士) ※5 「協力した」とは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の依頼を受け、看護師等が訪問をした上で、所要の対応を行ったこと ※6 かの増し経費等として考えられるものを例示したものであるが、実際の助成に当たっては、実施主体である都道府県が、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の介護サービスの提供時では想定されないものと判断できるものであれば、幅広く対象とする。							

別表3 慰労金支援事業

対象事業所

支給対象施設・事業所	通所系	通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所
	短期入所系	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
	訪問系	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所、居宅療養管理指導事業所
	多機能型	小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所
	入所施設・居住系	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

支給対象者

<p>慰労金の支給対象となる職員は、①及び②に該当する者</p> <p>①支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員</p> <p>②次のいずれにも該当する職員</p> <p>(イ)支給対象施設・事業所で通算して10日以上勤務した者(※)</p> <p>(ロ)慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員（派遣労働者のほか、業務委託受託者の労働者として支給対象施設・事業所において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。）</p> <p>※ 支給対象施設・事業所において勤務した日が、令和2年2月21日から令和2年6月30日までの間に延べ10日間以上ある者。 なお、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない</p>
--

慰労金の支給は、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源として支給される医療機関や障害福祉サービス事業所・施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る。

支給額

① 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員	(訪問系サービス事業所の場合) 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員	支給額 1人20万円
	(その他の支給対象施設・事業所) 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日(※)以降に当該施設・事業所で勤務した職員	支給額 1人20万円
	それ以外の職員	支給額 1人5万円
② 上記以外の支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員		支給額 1人5万円
③ ①及び②に係る振込手数料		知事が必要と認める額 (千円未満切り捨て)

※患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日

(別記様式第1号)

元号 年 月 日

宮城県知事 殿

(法人・申請者名)

(役職・代表者名)

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)に係る交付申請書

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

申請額： 千円

(内訳)

- | | |
|-------------------------------|----|
| 1 介護慰労金事業 | 千円 |
| 2 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 | 千円 |
| 3 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 | 千円 |
| 4 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業 | 千円 |

(添付書類)

- 事業所・施設別申請額一覧(様式1及び別添)
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)に関する事業実施計画書(事業所単位)(様式2)
- 介護慰労金受給職員表(法人単位)(様式3)

【申請内容に関する連絡先】

申請法人(申請者)	〒	
住所		
部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	

(別記様式第2号)

番 号
元号 年 月 日

宮城県知事 殿

事業者名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日第 号で交付決定を受けた令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 事業区分及び施設の名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 _____ 円

4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

(別記様式第3号)

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護・福祉分)調書

厚生労働省所管

市町村名

国	交付決定の額	地方公共団体										備考
		歳入			歳出							
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額		支出済額		翌年度繰越額		
うち補助金相当額	うち補助金相当額					うち補助金相当額	うち補助金相当額					
	円		円	円		円	円	円	円	円	円	
(項)感染症対策費												
(目)新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護・福祉分)												
うち介護												
うち障害												
うち児童福祉施設等												

(作成要領)

- 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。(別紙1)
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「歳入済額」の数字下欄に国庫補助額を内書()をもって附記すること。(別紙2)